

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 12 条第 2 項及び第 14 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 3 年度エゾシカの可猟区域及び期間等を定めた。

令和 3 年 8 月 1 2 日

北海道知事 鈴木 直道

1 狩猟鳥獣の捕獲等の禁止

(1) 捕獲等を禁止する狩猟鳥獣の種類

エゾシカ（ニホンジカ）

(2) 捕獲等を禁止する区域及び期間

ア 区域：別表 1 のとおり

期間：令和 3 年 10 月 1 日～令和 4 年 1 月 31 日

イ 区域：別表 2 のとおり

期間：令和 3 年 10 月 1 日～令和 3 年 10 月 22 日

ウ 区域：別表 3 のとおり

期間：令和 4 年 1 月 1 日～令和 4 年 1 月 31 日

エ 区域：別表 4 のとおり

期間：令和 3 年 10 月 1 日～令和 3 年 10 月 22 日、
令和 4 年 1 月 3 日～令和 4 年 1 月 14 日、
令和 4 年 2 月 1 日～令和 4 年 2 月 10 日

2 狩猟鳥獣の捕獲等の数の制限

(1) 捕獲等の数を制限する狩猟鳥獣の種類

エゾシカ（ニホンジカ）

(2) 捕獲等の数を制限する区域及び期間等

ア 区域：北海道の区域

イ 期間：令和 3 年 12 月 1 日以降

ウ 内容：銃猟によるオスジカの捕獲について、一人 1 日当たり 1 頭までとする。

3 第二種特定鳥獣の捕獲等をする期間の延長

(1) 捕獲等をする期間を延長する第二種特定鳥獣の種類

エゾシカ（ニホンジカ）

(2) 捕獲等をする期間を延長する区域及び期間

ア 区域：別表 4 のとおり

期間：令和 4 年 2 月 11 日～令和 4 年 2 月 28 日

イ 区域：別表 5 のとおり

期間：令和 4 年 2 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

ウ 区域：別表 6 のとおり

期間：令和 4 年 2 月 1 日～令和 4 年 2 月 28 日

エ 区域：別表 7 のとおり

期間：令和 4 年 3 月 1 日～令和 4 年 4 月 15 日